

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、概ね20年後を目標時期として、都市における将来像や、土地利用、道路、公園、下水道、河川など都市計画の方針を市町村が定めるものです。

この都市計画マスタープランは、将来の土地利用や都市計画の決定と、その実現を目指した様々な都市計画事業を推進する根拠となるものです。

計画策定の背景と必要性

本市では、平成17年（2005年）3月に「常陸太田市都市計画マスタープラン」を策定しています。

平成21年（2009年）に一部改訂をしていますが、それから約10年が経過し、人口減少や少子高齢化をはじめとした社会情勢の変化など、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような様々な状況の変化による新たな課題に対応し、魅力あるまちづくりを進めるため改定することとします。

都市計画マスタープランの対象範囲

対象範囲は、都市計画法によりまちづくりをコントロールすることが可能な都市計画区域及び準都市計画区域（金砂郷地区の一部）とします。



都市計画マスタープラン対象範囲

将来都市像

本市の都市づくりを進める上で、特に大切にすべき基本的な姿勢として、都市づくりの基本理念を定めます。基本理念を前提として、本市の特性や都市づくりの課題、最上位計画である総合計画におけるまちの将来像などを勘案し、将来都市像を設定します。

【基本的理念】

子育て世代や高齢者などの多様な市民とさまざまな産業などが本市に定着・集積し、本市内での人・物・経済などの域内循環や相乗効果、依存・連携関係が構築され、地域の持続的な活力維持や自律的成長につながるような、共生・連携関係を基本とすることで、みんなの暮らし続けたい思いを叶えられる常陸太田市を目指す。

理念の柱1 中心市街地と郊外の役割を分担する

理念の柱2 市民生活の利便性を向上させる

理念の柱3 中心市街地と郊外を連携する

将来都市像の設定



常陸太田市公式
マスコットキャラクター
じょうづるさん

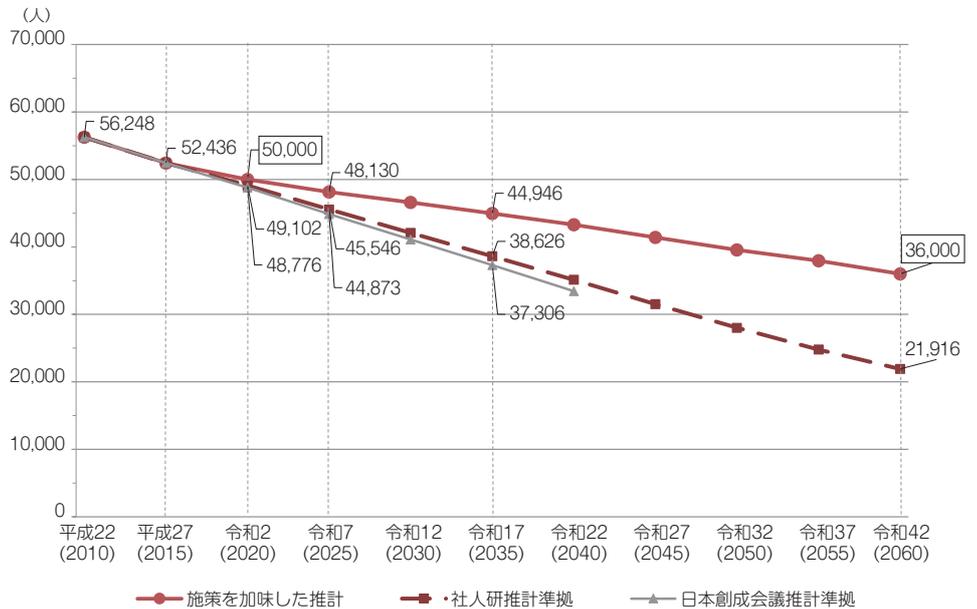
「集約と連携による支え合いで“暮らし続けたい”を叶える常陸太田市」

将来目標人口

将来の推計人口は、令和 17 年（2035 年）において、38,626 人と大きく減少しています。

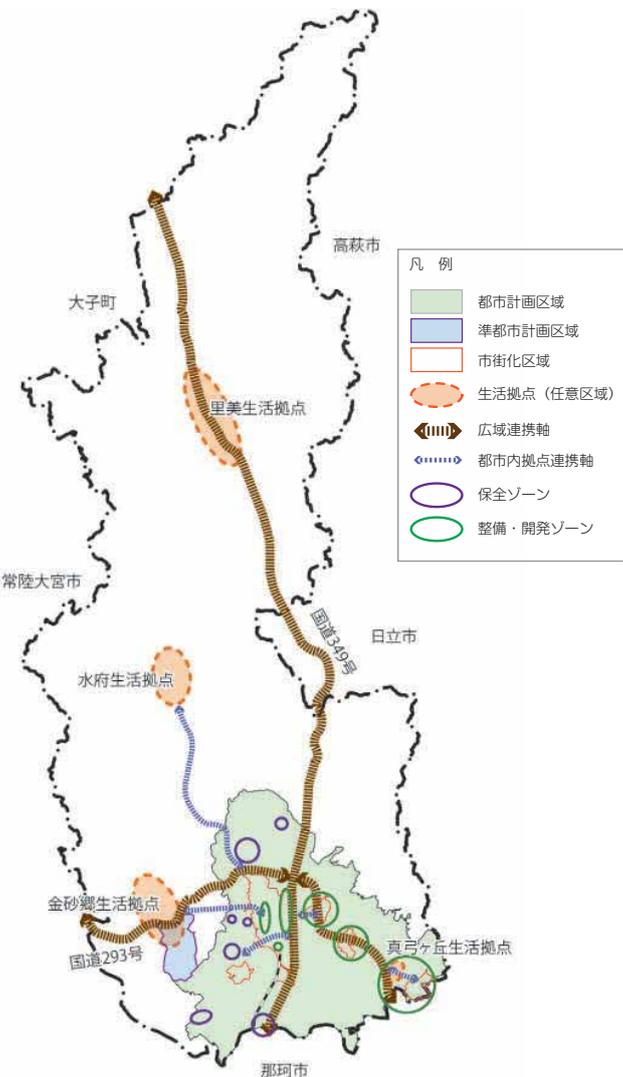
一方、本市の人口ビジョンでは、令和 42 年（2060 年）までの将来人口の推計を行い、今後、本市において各種の人口施策を講じることで、令和 17 年（2035 年）時点の人口を 44,946 人と設定しています。

基本的視点の展開による人口推計



将来都市骨格構造

本市の将来像について、まちづくりの骨格的な構造を定めます。



さまざまな都市機能を有する拠点の配置

市街地（市街化区域やこれに準じる区域）のほか、主要な拠点地区等の拠点を適切な場所に配置します。

- ◆市街地（住居系）：常陸太田駅周辺市街地 等
- ◆市街地（工業地）：常陸太田工業団地 等

各種の拠点や周辺都市などを連絡・連携するための軸の配置

市内の拠点や周辺都市を連絡するための交通動線をはじめとして、種別ごとに役割を明らかにし、適切な場所に配置します。

- ◆広域連携軸：国道 349 号、国道 293 号
- ◆都市間連携軸：本市と周辺都市を繋ぐ県道 等
- ◆都市内連携軸：市街地間をつなぐ都市計画道路 等
- ◆水辺散策軸：自然資源などを相互につなぐ散策路 等

土地利用について整備・開発・保全の方向性を定める面の配置

自然や田園などの土地利用を守る「保全ゾーン」と、都市的な発展を図る「整備・開発ゾーン」に区分し、適切な場所に配置します。

- ◆保全ゾーン：集团的農地、山林、河川、歴史的資源周辺 等
- ◆整備・開発ゾーン：市街化区域及び市街化区域周辺 等

分野別将来像

以下の7つの分野において、社会の情勢や本市のまちづくりの実状に踏まえ、将来像を設定しました。

土地利用の方針

- ◆中心市街地における周辺地区との連携や利便性の向上に努め、高次な都市機能と人口集積を支え続けられる市街地の形成を目指します。
- ◆地域の実情に合った適正な土地利用の誘導を図ります。
- ◆住宅地においては、地域の防災機能向上等による良好な住環境の形成を図ります。
- ◆市街化調整区域内の既存集落においては、無秩序な開発を抑制し、維持・保全を図ります。

地区計画の方針

- ◆良好な市街地環境が整備されている地区の維持・保全及び新たな市街地や拠点地区形成の際の将来的な都市環境の確保のため地区計画を活用します。
- ◆市街化調整区域においては、地区計画の設定、維持等の地域に合わせた適正活用に努めます。

交通施設の整備方針

- ◆広域的な交通を担う幹線道路については、未整備区間の整備促進を図るとともに、各拠点をつなぐ道路ネットワークを維持します。
- ◆市街化区域内の住宅が密集している地区における幅員4m未満の道路の拡幅を検討します。

緑の整備方針

- ◆本市に整備されている公園については、安全で快適に利用できる公園として、適切な維持管理を図ります。
- ◆市街地内の緑地保全及び郊外部における農村集落の利活用を図ります。

河川・下水道等の整備方針

- ◆久慈川をはじめとした主要河川については、治水面と利水面の双方から、安全性と有益性のバランスを図るとともに、多目的な整備・活用を検討します。
- ◆さらに、洪水等の災害に備え、流域他市町村などとの連携により、円滑な復旧・復興を図ります。

都市景観の整備方針

- ◆本市の景観を地形や土地利用、歴史的背景を踏まえ、「山地景観」「歴史的市街地景観」「新市街地景観」「農村集落景観」「道路景観」「河川景観」に分類し、特徴を活かした景観形成に努めます。

防災・防犯の整備方針

- ◆「茨城県都市計画マスタープラン震災対策編」や「常陸太田市地域防災計画」などを踏まえた災害の未然防止と被害軽減を通じ災害発生後の速やかな復旧が図れるよう、防災に配慮したまちづくりを推進します。

地域別将来像

本市の都市計画マスタープランの対象範囲を6地域に分類し、各地域における特徴やまちづくりの方針等を踏まえ、「目指すべき地域像」を設定しました。



北部

市街地北側の丘陵部及びその周辺

目指すべき地域像

豊かな自然に囲まれた歴史や文化を感じさせる地域資源を活かした、観光・レクリエーション拠点の形成

北東部

四季の丘はたそめ地区及びその周辺

目指すべき地域像

豊かな自然に囲まれた歴史や文化を感じさせる地域資源を活かした、観光・レクリエーション拠点の形成

中央部

鉄道駅、鯨ヶ丘地区等を中心とした常陸太田市の市街地及びその周辺

目指すべき地域像

「国道349号バイパス沿道地区」「鯨ヶ丘地区」「JR常陸太田駅周辺地区」を中心とした都市機能の集積と広域交流拠点の形成

東部

常陸太田工業団地や大森地区等の周辺

目指すべき地域像

常磐自動車のインターチェンジに近接するなどの良好な交通アクセス性を活かし、質の高い業務・居住環境を形成

金砂郷

準都市計画区域の指定がされた金砂郷地区の一部（大里町、薬谷町、久米・大平町の一部）

目指すべき地域像

田園風景と調和した良好な居住環境の形成

南部

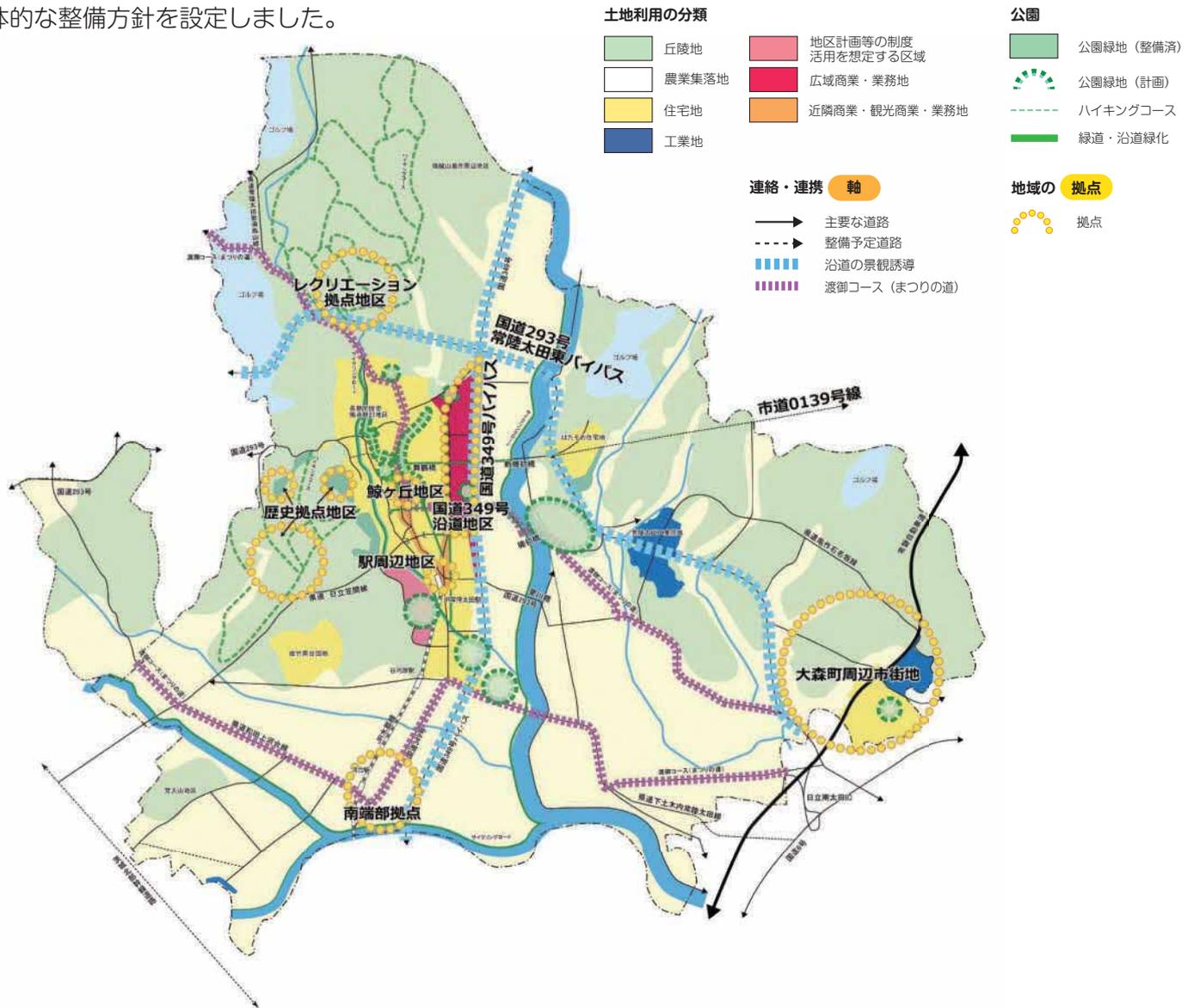
佐竹南台団地地区や佐竹寺等のある地域

目指すべき地域像

自然や史跡などの特徴的な景観や道の駅などの地域の拠点を活かし、住む人も訪れる人も快適に過ごせる地域の形成

各地区の整備方針

「目指すべき地域像」を踏まえた、各地区における具体的な整備方針を設定しました。



土地利用の分類

	丘陵地		地区計画等の制度活用を想定する区域
	農業集落地		広域商業・業務地
	住宅地		近隣商業・観光商業・業務地
	工業地		

公園

	公園緑地（整備済）
	公園緑地（計画）
	ハイキングコース
	緑道・沿道緑化

連絡・連携 軸

	主要な道路
	整備予定道路
	沿道の景観誘導
	巡回コース（まつりの道）

地域の拠点

	拠点
--	----

北部

- ◆レクリエーション拠点地区
ハイキングコースなどのレクリエーション施設及び市民の森や瑞竜霊園等の地域資源を活用します。

中央部

- ◆鯨ヶ丘地区
豊富な観光資源を活用するとともに、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ◆国道349号沿道地区
都市機能強化・交流拠点化及び自然環境等との調和や景観に配慮した電線類の地中化等を推進します。
- ◆国道349号バイパス
一部区間が4車線で供用されており、無電柱化も進められています。今後も引き続き整備等を促進します。
- ◆駅周辺地区
常陸太田駅を中心とした交通利便性・都市機能の向上を目指します。

金砂郷

- ◆小規模な宅地開発により人口も増加しているため、良好な居住環境の形成に努めます。

北東部

- ◆国道293号常陸太田東バイパス
市街地と住宅地や工業地を繋ぐ八楸織を担っており、一部区間で供用が開始され、残りの区間においても整備促進に努めます。
- ◆市道0139号線【(仮称)真弓トンネル】
日立市と本市を繋ぐ道路であり、都市間交流の活発化等が期待されるため、早期完成に向けた整備促進に努めます。

東部

- ◆大森町周辺市街地地区
良好な交通アクセスを活かした質の高い業務・居住環境の形成を目指します。

南部

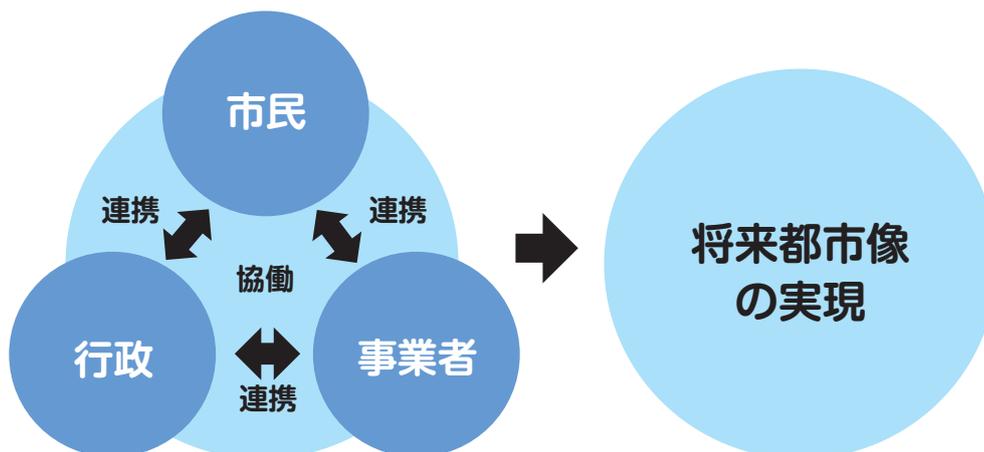
- ◆歴史拠点地区
西山御殿跡（西山荘）などの自然や歴史を活かした観光振興等を推進します。
- ◆南端部拠点
「道の駅たちおた」の活用及び特徴的な自然・史跡景観を維持・保全します。

実現方策

実現に向けて

将来像の実現に向け、都市計画に関する様々な制度を活用し、積極的かつ確かな運用が必要であるため、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、関連計画の推進や、周辺市町との連携を図っていきます。

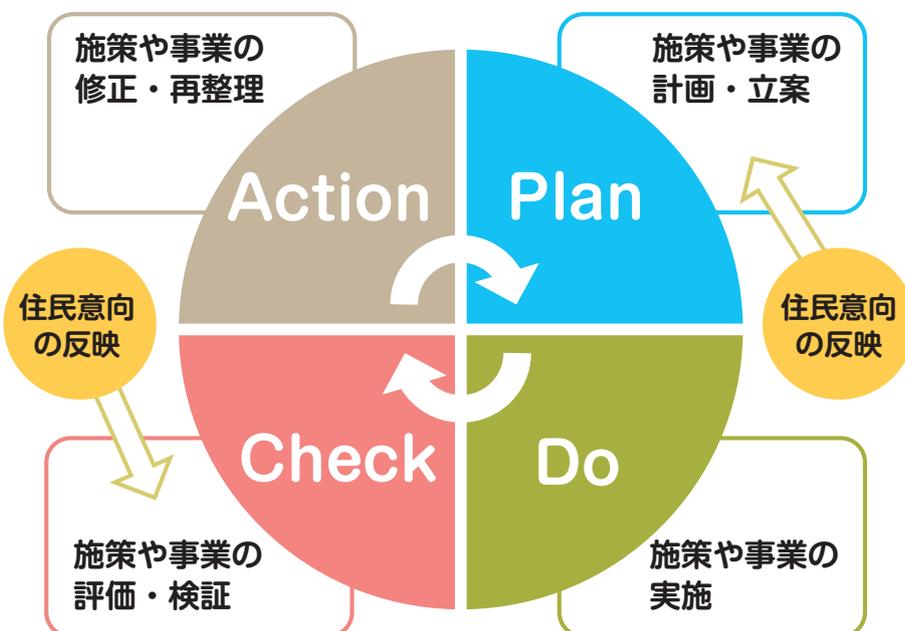
- ◆成熟社会に対応したまちづくりの実現のために、まちづくりへの参加意識を高め、市民参加を推進します。
- ◆暮らしやすい地域社会の実現のために、地域コミュニティによる活動を推進します。
- ◆公共施設等の整備や維持管理のために、民間事業者と連携して、公有地の活用や公共施設等の複合施設化等に取り組むことが必要です。



まちづくりの推進に向けて

まちづくりの推進には、市民・地域との協働や民間事業者との連携が重要であるため、市民等の意向を都市計画マスタープランに示した各種施策へ反映するとともに、まちづくりの進捗や成果を適宜・適切に共有・確認しながら推進していきます。

本計画においては、社会・経済情勢、関係法令及び制度の改正など、本市における都市計画を取り巻く環境変化への対応とともに、20年後の目指すべきまちづくりの目標を実現するための適正な進行管理が必要となります。このため、PDCA サイクル手法による進行管理を行うこととし、目標の実現を目指します。



策定体制及び策定経緯

都市計画マスタープランは、将来のまちづくりの指針として、市民の皆様の声をできるだけ反映させることを目的に、以下のような会議などを受けて改訂を進めてきました。

【常陸太田市都市計画マスタープラン等検討委員会】：関係部課により検討を進めました。

【常陸太田市まちづくりを考える会】：学識経験者や市民の代表の方々にご協力頂き、検討を進めてきました。

策定経緯

第1回 常陸太田市都市計画マスタープラン等検討委員会	常陸太田市の現況
第1回 常陸太田市まちづくりを考える会	常陸太田市の現況
第2回 常陸太田市都市計画マスタープラン等検討委員会	都市計画マスタープラン策定スケジュール
第2回 常陸太田市まちづくりを考える会	都市計画マスタープラン策定スケジュール
平成30年度第1回常陸太田市都市計画審議会	
第3回 常陸太田市都市計画マスタープラン等検討委員会	都市計画マスタープラン改訂案について ・改訂方針 等
第3回 常陸太田市まちづくりを考える会	都市計画マスタープラン改訂案について ・改訂方針 等
常陸太田市のまちづくりを考えるパネル展	
茨城県連絡調整会議	
全員協議会	
第4回 常陸太田市都市計画マスタープラン等検討委員会	都市計画マスタープラン改訂案について ・分野別将来像 ・地域別将来像 等
第4回 常陸太田市まちづくりを考える会	都市計画マスタープラン改訂案について ・分野別将来像 ・地域別将来像 等
パブリックコメント	
全員協議会	
令和元年度第1回 常陸太田市都市計画審議会	

公表



常陸太田市

お問い合わせ先

常陸太田市建設部都市計画課
茨城県常陸太田市金井町 3690 番地
TEL 0294-72-3111 (代表)

くわしくは、
ホームページをごらんください。

常陸太田市 検索

